

令和8年度下請取引等実態調査（1次調査） 調査票

Q0 現時点において、建設業を廃業等されていないか、お答えください

いずれか該当する番号を1つ選択して下さい。

○1. 建設業を廃業しておらず、調査対象期間（令和7年7月1日～令和8年6月30日）において建設工事の請負実績がある

（回答を続ける）

○2. 建設業を廃業している【（解散・廃業・吸収合併）含】 ⇒ （回答を終了する）

○3. 建設業を廃業していないが、調査対象期間（令和7年7月1日～令和8年6月30日）において建設工事の請負実績がない

⇒ （回答を終了する）

現時点で既に建設業を廃業等した方へ

現時点で建設業の事業活動を終了（解散・廃業・吸収合併されたなど）している場合は、上記設問の項目「2」にチェック（●）したうえで、調査票を必ずご送信下さい。（次頁以降の設問に回答する必要はありません）

また、廃業届の届出をしていない場合は、許可を受けた行政庁に対して廃業届の届出を願います。

《回答を記入する前に必ずお読み下さい》

【留意事項】

- この調査は、建設業における下請取引等の適正化を図るため、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づいて実施するものですので、必ず回答して下さい。
- 調査は書面回答ではなくオンライン（WEB）による実施となります。なお、調査票は「Ⅰ元請負人の立場で回答する設問」、「Ⅱ下請負人の立場で回答する設問」、「Ⅲ賃金等についての設問」で構成されています。

なお、一時保存ができませんので、事前に調査票の内容をご確認の上、一度にご回答いただきますようお願いいたします。
- この調査は、令和7年7月1日から令和8年6月30日における、貴社と他の建設会社（元請業者や下請業者）との取引の状況（災害対応等の緊急工事は除く。）について、各設問の回答方法に従って最も当てはまる番号に○印を記入して回答して下さい。下請負人としてのみ取引している場合や、民間工事のみ行っている場合も調査の対象となります。
- 貴社の回答から、発注者や元請負人等に貴社が特定されるなどの不利益が及ぶことはありませんので、ありのままをご回答頂きますようお願い致します。
- 報告に当たっては代表者による回答内容の確認を行って下さい。
- ご回答いただく設問は、前の設問で選んだ選択肢によって異なります。設問ごとのガイド（選択肢の後に「⇒」で表示）に従ってご回答下さい。ガイドがない場合は、次の設問にお進み下さい。
- この調査における「元請負人」「下請負人」の意味については、以下のとおりです。その他、この調査に対して不明な点がある場合には、参考資料3ページ以降に掲載している「よくある質問」を参照して下さい。

通 称	発注者	→	元請業者	→	一次下請業者	→	二次下請業者	→	三次下請業者
この調査（建設業法）上での呼称			元請負人	→	下請負人				
				→	元請負人		下請負人		
							元請負人		下請負人

※下請負人に警備業務、運搬業務、資材の納入売買のみを行っている業者は含みません。

- 後日、本1次調査の回答結果に基づき、2次調査やヒアリングを実施させていただく場合がありますので、回答終了後にご自身の回答一覧が表示される「回答内容確認ページ」をPDF等で保存して頂きますようお願いいたします。

《回答にあたり事前にご確認いただくもの※提出いただく必要はありません》

1. 令和7年7月1日～令和8年6月30日までに請け負った工事情報（工事名・契約相手方・請負金額の内訳等）が分かる工事原価台帳等
 2. 令和7年7月1日～令和8年6月30日までに請け負った工事のうち発注者または元請負人に提出した当初見積書※1の見積額と最終見積書※2の見積額とで、その乖離が大きい工事の見積書や内訳書等
- ※1：請負契約における貴社の立場が請負人（受注者）である場合において、注文者（発注者又は元請負人）と当初の契約を締結する際に、当該注文者（発注者又は元請負人）との価格交渉において、最初に、貴社が当該注文者（発注者又は元請負人）に提出した見積書のことをいいます。
- ※2：請負契約における貴社の立場が請負人（受注者）である場合において、注文者（発注者又は元請負人）と当初の契約を締結する際に、当該注文者（発注者又は元請負人）との価格交渉の結果、当該注文者と合意し、当初契約に反映することとなった貴社の提出した最終の見積書のことをいいます。
3. 令和7年7月1日～令和8年6月30日までに請け負った工事のうち同種の他の工事と比較して工期が最も短かった工事の見積書や内訳書等
 4. 請負代金の支払に手形を利用している場合、貴社が交付する手形の期間がわかるもの
 5. 取引におけるインボイス制度への対応状況

○貴社の会社概要等

○月に送付させて頂いております、当該案件ご送付済み書類の“調査に係る概要等”に記載ある**オレンジ部分の情報**をご参照ください。

案件コード(11桁)	
ID	
パスワード	

ご送付している、御社用の「案件コード(11桁)」

「ID」「パスワード」を、画面の案内に従ってご入力ください。

「ID」「パスワード」初回ログイン時のものをご利用下さい。

システムの関係上、ID パスワード変更は出来かねます。予めご了承下さい。

商号名称 ※商号名称、住所、電話番号の変更がなされた際は、備考欄がありますので、そちらにご入力ください。	
県名市区町村名・所在地 ※商号名称、住所、電話番号の変更がなされた際は、備考欄がありますので、そちらにご入力ください。	
電話番号	() -
資本金	()千円 -
貴社の許可業種について該当するものを選択してください。	
【特定建設業許可】 1. 土木工事業 2. 建築工事業 3. 大工工事業 4. 左官工事業 5. とび・土工工事業 6. 石工事業 7. 屋根工事業 8. 電気工事業 9. 管工事業 10. タイル・れんが・ブロック工事業 11. 鋼構造物工事業 12. 鉄筋工事業 13. 舗装工事業 14. しゅんせつ工事業 15. 板金工事業 16. ガラス工事業 17. 塗装工事業 18. 防水工事業 19. 内装仕上工事業 20. 機械器具設置工事業 21. 熱絶縁工事業 22. 電気通信工事業 23. 造園工事業 24. さく井工事業 25. 建具工事業 26. 水道施設工事業 27. 消防施設工事業 28. 清掃施設工事業 29. 解体工事業	
【一般建設業許可】 1. 土木工事業 2. 建築工事業 3. 大工工事業 4. 左官工事業 5. とび・土工工事業 6. 石工事業 7. 屋根工事業 8. 電気工事業 9. 管工事業 10. タイル・れんが・ブロック工事業 11. 鋼構造物工事業 12. 鉄筋工事業 13. 舗装工事業 14. しゅんせつ工事業 15. 板金工事業 16. ガラス工事業 17. 塗装工事業 18. 防水工事業 19. 内装仕上工事業 20. 機械器具設置工事業 21. 熱絶縁工事業 22. 電気通信工事業 23. 造園工事業 24. さく井工事業 25. 建具工事業 26. 水道施設工事業 27. 消防施設工事業 28. 清掃施設工事業 29. 解体工事業	
調査票ご回答者さま 部署名	※氏名はフルネームで記入して下さい ふりがな 氏名
TEL () -	

メールアドレス

(個人メール)※回答された方のメールアドレス

(共通メール)※社の代表・部署共通のメールアドレス

Q0_1 貴社の「主な立場」として、最も該当すると思われる番号（取引件数の多い番号）を1つ選択して下さい。

- 1 元請業者（発注者（施主）から工事を請け負っている立場）
- 2 一次下請業者（元請業者から工事を請け負っている立場）
- 3 二次下請業者（一次下請業者から工事を請け負っている立場）
- 4 三次以降の下請業者（二次以降の下請業者から工事を請け負っている立場）

Q0_2 貴社の「主な業種」（貴社の完成工事高のうち、その額が最も大きい建設業許可業種をいう。）として、最も該当すると思われる番号を1つ選択して下さい。

1. 土木工事業 2. 建築工事業 3. 大工工事業 4. 左官工事業 5. とび・土工工事業 6. 石工事業
7. 屋根工事業 8. 電気工事業 9. 管工事業 10. タイル・れんが・ブロック工事業 11. 鋼構造物工事業
12. 鉄筋工事業 13. 舗装工事業 14. しゅんせつ工事業 15. 板金工事業 16. ガラス工事業 17. 塗装工事業
18. 防水工事業 19. 内装仕上工事業 20. 機械器具設置工事業 21. 熱絶縁工事業 22. 電気通信工事業
23. 造園工事業 24. さく井工事業 25. 建具工事業 26. 水道施設工事業 27. 消防施設工事業
28. 清掃施設工事業 29. 解体工事業

I 元請負人の立場で回答する設問 ※「貴社の主な立場」に関係なく Q 1_1 から回答して下さい。

発注者（施主）と契約関係にある元請業者だけでなく、例えば一次下請業者と二次下請業者の間の下請契約における一次下請業者のように、下請への発注があれば、その工事については「元請負人」に該当します。（1 ページ 留意事項 7 参照）

Q 1 下請負人との建設工事契約の実績について

Q 1_1 下請負人に工事を発注したことがありますか

調査対象期間（令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日）において、建設工事（災害対応等の緊急工事は除く。以下同様）を下請負人に発注した実績はありますか。該当する番号を 1 つ 選択して下さい。

- | |
|---------------------------------|
| 1 建設工事を下請負人に発注した実績がある ⇒ Q 1_2 へ |
| 2 建設工事を下請負人に発注した実績がない ⇒ Q 1_1 へ |

Q 1_2 貴社は調査対象期間（令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日）に概ね何社の下請負人と契約しましたか。該当する番号を 1 つ 選択して下さい。

- | | | |
|----------|------------------|-----------|
| 1 10 社未満 | 2 10 社以上 100 社未満 | 3 100 社以上 |
|----------|------------------|-----------|

Q 1_3 下請負人との契約締結の際に相手方が当該工事の施工に必要な建設業許可を有しているか確認を行っていますか。
（補足）建設業法施行令第 1 条の 2 に定めます「軽微な建設工事（※）」を請け負う場合において建設業許可は不要となります。

- （※）①建築一式工事にあつては 1,500 万円（税込）に満たない又は延べ面積が 150㎡に満たさない木造住宅工事
②建築一式工事以外の建設工事にあつては、500 万円（税込）に満たない工事

- | |
|--|
| 1 全ての下請契約について、契約締結前に必要な許可業種・許可番号まで確認している |
| 2 許可の有無自体は確認しているが、工事内容に応じた必要な業種までは確認していない場合がある |
| 3 新規下請や一定規模以上の工事のみ確認しており、全ての契約では確認していない |
| 4 確認していない |

Q 2 下請負人との見積りや下請代金の決定方法について教えてください

Q 2_1 下請負人へのお見積り依頼はどのように行っていますか。該当する主な番号を 1 つ 選択して下さい。

- | |
|----------------------|
| 1 書面で依頼（メール、FAX を含む） |
| 2 口頭で依頼 |
| 3 お見積り依頼を行っていない |

Q 2_2 下請代金は、どのように決めていますか。該当する主な番号を 1 つ 選択して下さい。

- | |
|--|
| 1 下請負人からお見積りを交付させ、下請負人と協議を行った上で決定することが多い ⇒ Q 2_3 へ |
| 2 下請負人からお見積りを交付させるが、自社単独で決定することが多い ⇒ Q 2_3 へ |
| 3 下請負人からの見積り交付は求めず、自社単独で決定することが多い ⇒ Q 2_1 へ |

Q 2_3 調査対象期間（令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日）に締結した下請契約において、材料費等記載見積書（材料費や労務費等が内訳明示された見積書）の使用に係る下請負人への働きかけについて、該当する主な番号を 1 つ 選択して下さい。

- | |
|--|
| 1 原則すべての工事で働きかけている ⇒ Q 2_5 へ |
| 2 工事規模・工種・内容によっては、提出を働きかけていない場合がある ⇒ Q 2_4 へ |
| 3 継続的な取引関係にある下請や単価を定めている契約については、提出を働きかけていない場合がある ⇒ Q 2_4 へ |
| 4 原則求めている ⇒ Q 2_4 |

Q2_4 材料費等記載見積書（材料費や労務費等が内訳明示された見積書）の交付を働きかけていない理由について、該当する番号を選択して下さい。（複数回答可）。

※この設問中の「注文者」は、発注者（施主）又は元請負人を指します。

- 1 注文者から必要な材料費・労務費等を受け取っていない工事があるため
- 2 所属する建設業団体から材料費・労務費等を内訳明示した見積書に関する取扱ルールが周知されていないため
- 3 必要な材料費・労務費等を契約金額に含めて支払っており、働きかける必要がないため
- 4 これまでの見積と比較して高額になるため
- 5 交付するよう働きかけても、下請負人において材料費等記載見積書を作成することが困難であると考えため
- 6 そもそも材料費・労務費等を内訳明示した見積書のことを知らないため
- 7 下請負人に対しては、従前から自社規定の仕様に基づく見積書を作成するよう依頼しているため
- 8 取引条件が既に明確・固定されているため
- 9 その他（具体的に： _____）

Q2_5 見積条件の提示にあたり、下請負人に対して下請契約の具体内容を提示していますか。

該当する主な番号を1つ選択して下さい。

- 1 具体内容を提示している ⇒ Q2_6へ
- 2 提示していない ⇒ Q2_7へ

Q2_6 下請負人に見積依頼する際に書面で提示している内容はどれですか。該当する番号を全て選択して下さい。（複数回答可）

- 1 工事内容
- 2 工事着手の時期及び工事完成の時期
- 3 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- 4 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来高部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- 5 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- 6 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- 7 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更（例：単品スライド条項等）
- 8 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- 9 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- 10 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- 11 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- 12 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- 13 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 14 契約に関する紛争の解決方法

Q2_7 下請負人に依頼する見積期間は、見積内容を提示した日からどの程度の日数を設けていますか。

建設工事1件の契約予定価格（税込）①500万円未満、②500万円以上5,000万円未満、③5,000万円以上の3つのケースに分けてご回答下さい。該当する主な番号をそれぞれ1つずつ選択して下さい。

① 500万円未満

- 1 中1日未満
- 2 中1日以上
- 3 該当金額で契約実績なし

② 500万円以上5,000万円未満

- 1 中10日未満
- 2 中10日以上
- 3 該当金額で契約実績なし

③ 5,000万円以上

- 1 中15日未満
- 2 中15日以上
- 3 該当金額で契約実績なし

Q2_8 請負契約における貴社の立場が元請負人（注文者）である場合において、下請負人と当初の契約（以下「当初契約」という。）を締結する際に、当該下請負人との価格交渉において、当初見積書（契約締結の前提となる設計図書等が整った後、受注者が注文者に対し初めて作成・提出する見積書。以下同じ。）の見積金額と、当該下請負人との価格交渉の結果、当該下請負人と合意後、当該下請負人が注文者に提出した最終見積書（契約内容の明細を示す見積書。以下同じ。）の見積金額は、平均的にどの程度の差がありますか。該当する主な番号を 1つ 選択して下さい。

- 1 当初見積書の見積金額に比べ最終見積書の見積金額の方が低い、その差は1割以内
- 2 当初見積書の見積金額に比べ最終見積書の見積金額の方が低い、その差は1割～2割程度
- 3 当初見積書の見積金額に比べ最終見積書の見積金額の方が低い、その差は2割～3割程度
- 4 当初見積書の見積金額に比べ最終見積書の見積金額の方が低い、その差は3割以上
- 5 当初見積書の見積金額と最終見積書の見積金額に差はない
- 6 当初見積書の見積金額に比べ最終見積書の見積金額の方が高い

Q2_9 （Q2_2で1、2を回答した場合）

最終見積書に記載された労務費及び材料費の見積額は、当初見積書に記載された労務費及び材料費の見積額と比較して平均的にどの程度の差がありますか。もっとも近いものを【労務費】【材料費】・【その他経費】において、それぞれ1つずつ 選択して下さい。

【労務費】

- 1 下請負人から交付された見積書が内訳明示されていないので、分からない
- 2 低い、1割未満 3 1割～2割程度低い 4 2割～3割程度低い 5 3割以上低い
- 6 当初見積書の見積額と最終見積書の見積額に差はない
- 7 当初見積書の見積額よりも最終見積書の見積額の方が高い

【材料費】

- 1 下請負人から交付された見積書が内訳明示されていないので、分からない
- 2 低い、1割未満 3 1割～2割程度低い 4 2割～3割程度低い 5 3割以上低い
- 6 当初見積書の見積額と最終見積書の見積額に差はない
- 7 当初見積書の見積額よりも最終見積書の見積額の方が高い

【その他経費】（安全衛生費・法定福利費・建退共掛金など）

- 1 下請負人から交付された見積書が内訳明示されていないので、分からない
- 2 低い、1割未満 3 1割～2割程度低い 4 2割～3割程度低い 5 3割以上低い
- 6 当初見積書の見積額と最終見積書の見積額に差はない
- 7 当初見積書の見積額よりも最終見積書の見積額の方が高い

Q2_10 （Q2_2で1、2を回答した場合）

最終見積書に記載された労務費及び材料費の見積額について、下請負人が当該工事を施工するにあたり通常必要と認められる額（直接工事費、共通仮設費及び現場管理費よりなる間接工事費、一般管理費（利潤相当額は含まない。）の合計額）を下回ることがないように考慮した価格設定を行っていますか。

該当する主な番号を 1つ 選択して下さい。

- 1 行っている
- 2 おおむね行っている
- 3 あまり行っていない
- 4 行っていない

Q2_11 建設工事を下請負人に発注する際、「労務費に関する基準」（令和7年12月適用）を考慮していますか。該当する主な番号を1つ選択して下さい。

- 1 考慮している
- 2 おおむね考慮している
- 3 あまり考慮していない
- 4 考慮していない

Q2_12 建設工事を下請負人に発注する際、設定する工期は、時間外労働の上限規制（令和6年4月適用）を考慮していますか。該当する主な番号を1つ選択して下さい。

- 1 考慮している
- 2 おおむね考慮している
- 3 あまり考慮していない
- 4 考慮していない

Q2_13 建設工事を下請負人に発注する際、設定する工期は、「工期に関する基準」を考慮していますか。該当する主な番号を1つ選択して下さい。

- 1 考慮している
- 2 おおむね考慮している
- 3 あまり考慮していない
- 4 考慮していない

Q2_14 元請負人は、地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象や騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、下請負人に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないことになっていますが、この通知を行っていますか。該当する主な番号を1つ選択して下さい。

- 1 該当する事象が発生するおそれがある場合は通知している
- 2 該当する事象が発生するおそれがある場合でも通知していない
- 3 該当する事象が発生するおそれのある工事はなかった

Q3 インボイス制度の対応状況について教えてください

Q3_1 貴社の現在の立場について、該当する番号を1つ選択してください。

- 1 本則課税事業者（注1） 2 簡易課税事業者（注2） 3 免税事業者
- （注1） 本則課税：売上に係る消費税額から仕入や経費に係る消費税額を差し引いて納税額を計算。
- （注2） 簡易課税：年間の売上額が5000万円以下の事業者が選択できる制度であり、売上に係る消費税に、みなし仕入率を掛けて納税額を計算。

Q3_2 令和5年10月1日以前における下請負人（免税事業者に限る）との取引における消費税の取り扱いについて、該当する主な番号を1つ選択してください。

- 1 消費税額分を価格に反映していた 2 一部の事業者には反映していた
- 3 消費税額分を価格に反映していなかった 4 下請負人に免税事業者はいなかった

Q3_3 令和5年10月1日以降のインボイス制度開始後の下請負人（免税事業者に限る）との取引における消費税の取り扱い（今後の予定を含む）について、該当する主な番号を1つ選択してください。

- 1 消費税額分を価格から引き上げた 2 協議をして価格を据え置いた
- 3 協議をせずに価格を据え置いた 4 協議をして消費税額分を価格から引き下げた
- 5 協議をせずに消費税額分を価格から引き下げた 6 取引をやめた
- 7 下請負人に免税事業者はいない

Q3_4 下請負人（インボイス制度の開始に伴い、免税事業者から課税事業者に転換した者に限る）との取引における消費税の取り扱い（今後の予定を含む）について、該当する主な番号を 1,2 選択してください。

- | | |
|--------------------------------|------------------------|
| 1 消費税額分を価格から引き上げた | 2 協議をして価格を据え置いた |
| 3 協議をせずに価格を据え置いた | 4 協議をして消費税額分を価格から引き下げた |
| 5 協議をせずに消費税額分を価格から引き下げた | |
| 6 取引相手に、免税事業者から課税事業者に転換した者はいない | |

Q4 下請契約の締結方法について教えてください

Q4_1 下請負人との契約締結の方法はどのように行っていますか。該当する主な番号を 1,2 選択して下さい。また、電子契約（建設業法第19条第3項に規定するものをいう。以下同じ。）の実施有無等についてそれぞれ該当する番号を選択してください。

工事ごとの請負契約書を相互に交付

（1. 全て電子契約 2. 一部電子契約 3. 全て書面契約） ⇒ **Q4_5へ**

基本契約書に基づいた注文書・請書の交換

（4. 全て電子契約 5. 一部電子契約 6. 全て書面契約） ⇒ **Q4_5へ**

基本契約約款を添付又は印刷した注文書・請書の交換

（7. 全て電子契約 8. 一部電子契約 9. 全て書面契約） ⇒ **Q4_5へ**

10 注文書・請書の交換のみ ⇒ **Q4_2へ**

11 注文書の一方的な送付 ⇒ **Q4_2へ**

12 メモ又は口頭 ⇒ **Q4_2へ**

Q4_2 下請負人との契約締結において、請負契約書や基本契約書に基づいた又は基本契約約款を添付した注文書・請書を相互に交付していない理由について該当する番号を選択して下さい。（複数回答可）

- | |
|---|
| 1 口頭またはメール等で契約条件を合意していたため |
| 2 工期が逼迫しており、作業着手を優先したため契約書の作成・交付が後回しになったまま工事が完了したため |
| 3 契約当事者双方で契約書の様式・条件について調整が完了しないまま、工事が完了したため |
| 4 注文者から契約書案を提示したものの、下請負人側の押印・返送がなく、相互交付が成立しなかったため |
| 5 長年の取引慣行により、注文者として契約書締結を省略して発注していたため |
| 6 発注者との契約書自体を取り交わしていないため |
| 7 そもそも契約書を取り交わすことの認識がなかったため |
| 8 その他（具体的に： _____） |

Q4_3 下請負人との間で、請負契約書等を相互に交付しないまま工事が進行した事例は、調査対象期間内でどの程度ありますか。該当する主な番号を 1,2 選択して下さい。

- | |
|---------------|
| 1 半数以下 |
| 2 半数以上（3. 除く） |
| 3 ほぼ全て |

Q4_4 請負契約書等を相互に交付していないことに起因して、過去（調査対象期間以前を含む。）に次のようなトラブルが発生したことはありますか。該当する番号を 全て 選択して下さい。（複数回答可）

- | |
|------------------------|
| 1 請負代金を巡るトラブル（代金の未払い等） |
| 2 支払時期を巡るトラブル |
| 3 工事の責任範囲を巡るトラブル |
| 4 その他（具体的に： _____） |
| 5 特にトラブルは発生していない |

Q4_5 下請負人との契約書（注文書・請書等も含む。）で定めている条項はどれですか。該当する番号を**全て**選択して下さい。（複数回答可）

- 1 工事内容
- 2 請負代金の額
- 3 工事着手の時期及び工事完成の時期
- 4 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- 5 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来高部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- 6 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- 7 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- 8 価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め
- 9 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- 10 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- 11 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- 12 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- 13 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- 14 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 15 契約に関する紛争の解決方法

Q5 下請契約の追加・変更契約について教えてください

Q5_1 追加工事、数量変更、資材等価格の高騰による工期又は請負代金の額の変更が生じた場合に、元請である貴社から下請負人と追加・変更契約を行っていますか。該当する主な番号を**1**選択して下さい。

- 1 該当の工事はあるが、追加・変更契約を行っていない ⇒ **Q5_8**へ
- 2 追加・変更契約を行っている ⇒ **Q5_2**へ
- 3 該当の工事がないため、追加・変更契約を行っていない ⇒ **Q6**へ

Q5_2 下請負人との追加・変更契約の際に、下請負人への見積依頼はどのように行っていますか。該当する主な番号を**1**選択して下さい。

- | | | |
|---------------------|---------|---------------|
| 1 書面で依頼（メール、FAXを含む） | 2 口頭で依頼 | 3 見積依頼を行っていない |
|---------------------|---------|---------------|

Q5_3 下請負人との追加・変更契約締結はどのように行っていますか。電子契約の実施有無等も踏まえ、該当する主な番号を**1**選択して下さい。

- 変更内容を記載した追加・変更請負契約書を相互に交付
（1. 全て電子契約 2. 一部電子契約 3. 全て書面契約） ⇒ **Q5_7**へ
- 変更内容を記載した追加・変更注文書及び追加・変更請書の交換
（4. 全て電子契約 5. 一部電子契約 6. 全て書面契約） ⇒ **Q5_7**へ
7. 追加・変更注文書の一方的な送付 ⇒ **Q5_4**へ
8. メモ又は口頭 ⇒ **Q5_4**へ

Q5_4 下請負人との追加・変更契約締結において、変更内容を記載した請負契約書や基本契約書に基づいた又は基本契約約款を添付した注文書・請書を相互に交付していない理由として該当する番号を選択して下さい。(複数回答可)

- 1 口頭またはメール等で契約条件を合意していたため
- 2 変更内容が軽微であり、従来の慣行として書面による変更契約を省略していたため
- 3 工事の進行中に急を要する変更が発生し、作業継続を優先したため書面の作成・交付が後回しになったため
- 4 変更内容の数量・単価などの協議が継続しており、契約条件が確定していなかったため
- 5 注文者から契約書案を提示したものの、下請負人側の押印・返送がなく、相互交付が成立しなかったため
- 6 契約書に付属する覚書・指示書で変更扱いとする運用をしており、別途変更契約書として交付しなかったため
- 7 長年の取引慣行により、注文者として契約書締結を省略して発注していたため
- 8 その他 (具体的に:)

Q5_5 下請負人との間で、請負契約書等を相互に交付しないまま工事が進行した事例は、調査対象期間内でどの程度ありますか。該当する主な番号を1つ選択して下さい。

- 1 半数以下
- 2 半数以上 (3. 除く)
- 3 ほぼ全て

Q5_6 変更内容を記載した請負契約書等を相互に交付していないことに起因して、過去 (調査対象期間以前を含む。) に次のようなトラブルが発生したことはありますか。該当する番号を全て選択して下さい。(複数回答可)

- 1 請負代金を巡るトラブル (代金の未払い等)
- 2 支払時期を巡るトラブル
- 3 工事の責任範囲を巡るトラブル
- 4 その他 (具体的に:)
- 5 特にトラブルは発生していない

Q5_7 下請負人との追加・変更契約の契約締結はいつ行っていますか。該当する主な番号を1つ選択して下さい。

- 1 下請負人が追加・変更対象の工事に着手する前に契約
- 2 下請負人が追加・変更対象の工事に着手する前に一定の書類 (※) を取り交わし、工事に着手した後に契約
- 3 下請負人が追加・変更対象の工事に着手した後に契約

※「一定の書類」とは、工事状況により追加・変更工事の全体数量等が直ちに確定できない場合、「① 下請負人に追加工事等として施工を依頼する工事の具体的な作業内容」、「② 当該追加工事等が契約変更の対象となること及び契約変更等を行う時期」、「③ 追加工事等に係る契約単価の額」の3つの事項を記載した書面を下請負人が追加・変更対象の工事に着手する前に取り交わし、全体数量等の内容が確定した時点で遅滞なく追加・変更契約の契約締結を行っていることを指します。

Q5_8 契約締結後に工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生し、下請負人から工期又は請負代金の額の申し出があった際に、どのような対応を行っていますか。該当する主な番号を1つ選択して下さい。

- 1 協議に応じない ⇒ Q5_9へ
- 2 協議には応じるが、工期及び請負代金の額の変更を認めないことが多い ⇒ Q5_9へ
- 3 協議に応じた上で、工期及び請負代金の額の変更を全て認めている ⇒ Q6へ
- 4 協議に応じた上で、工期及び請負代金の額の変更を一部のみ認めている ⇒ Q5_9へ
- 5 協議に応じた上で、工期の変更は全て認めているが、請負代金の額の変更は認めていない ⇒ Q5_10へ
- 6 協議に応じた上で、工期の変更は一部のみ認めているが、請負代金の額の変更は認めていない ⇒ Q5_9へ
- 7 協議に応じた上で、請負代金の額の変更は全て認めているが、工期の変更は認めていない ⇒ Q5_9へ
(Q5_10回答不要)
- 8 協議に応じた上で、請負代金の額の変更は一部のみ認めているが、工期の変更は認めていない ⇒ Q5_9へ

Q5_9 工期の変更を認めていない理由について、該当する番号を選択して下さい。(複数回答可)

- 1 予め決められた(発表された)供用時期等を変更できないため
- 2 発注者(施主)の予算の執行の都合のため
- 3 関連工事に影響を及ぼすため
- 4 地元や利害関係者への影響があるため
- 5 発注者への協議が困難であるため
- 6 下請負人の申し出内容を鑑みて算定根拠が不明確であり合理性がないと判断したため
- 7 その他 (具体的に:)

Q5_10 請負代金の額の変更を認めていない理由について、該当する番号を選択して下さい。(複数回答可)

- 1 発注者(施主)に対して変更の協議ができず、下請負人の変更交渉に応えられないため
- 2 発注者(施主)に協議を行ったが、変更契約を認めてもらえず、下請負人の変更交渉に応えられないため
- 3 自社の予算の都合により、下請負人に価格転嫁ができないため
- 4 発注者への協議が困難であるため
- 5 下請負人の申し出内容を鑑みて算定根拠が不明確であり合理性がないと判断したため
- 6 その他 (具体的に:)

Q6 下請代金の支払期間・方法について教えてください

Q6_1 資本金の額が4,000万円未満の一般建設業の許可を受けている下請負人及び許可を受けないで建設業を営む下請負人から、引渡しの申し出があった日(請負契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に引渡しを行う旨の特約がされている場合は、その一定の日)から、下請代金の支払を行うまでの期間は次のうちどれですか。該当する主な番号を1つ選択して下さい。

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| 1 30日以内 | 3 51日以上 |
| 2 31日以上50日以内 | 4 取引実績はない(貴社が特定建設業許可業者ではない場合も含む) |

Q6_2 貴社が出来高払又は竣工払を受けてから下請負人に対し下請代金の支払を行うまでの期間は、次のうちどれですか。該当する主な番号を1つ選択して下さい。

- | | | |
|---------|---------------|----------|
| 1 2週間以内 | 2 2週間より長く1月以内 | 3 1月より長い |
|---------|---------------|----------|

Q6_3 保留金の扱いはどのようにしていますか。該当する主な番号を1つ選択して下さい。

- | | | |
|--------------------|-----------------|-----------|
| 1 保留した月の翌月に支払っている | 3 工事完成後に支払っている | 5 特段保留しない |
| 2 保留した月の翌々月に支払っている | 4 工事完成後も支払っていない | |

Q6_4 貴社は、取引において出来高払いを行っていますか。

- 1 ほぼ全て出来高払いをしている ⇒ Q6_5へ
- 2 一部出来高払いをしている ⇒ Q6_6へ
- 3 出来高払いをしていない ⇒ Q6_6へ

Q6_5 全体の取引の内、およそ何割程度の取引において出来高払いを行っていますか

- 1 1割～3割
- 2 4割～6割
- 3 7割～9割
- 4 10割

Q6_6 下請負人に対する支払手段は次のうちどれですか。該当する主な番号を 12 選択して下さい。

- 1 全額現金で支払っている ⇒ **Q6_11へ**
- 2 少なくとも労務費相当分は現金で支払い、残りは手形で支払っている ⇒ **Q6_7へ**
- 3 労務費相当分に満たない額を現金で支払い、残りは手形で支払っている ⇒ **Q6_7へ**
- 4 自社で決めている割合で現金と手形を併用しており、労務費相当分を現金で支払っているかは把握していない ⇒ **Q6_7へ**
- 5 全額手形で支払っている ⇒ **Q6_7へ**
- 6 一括決済方式・電子記録債権を活用している ⇒ **Q6_8へ**

Q6_7 「手形期間の短縮について」（令和6年4月30日国不建推第11号）により、令和6年11月1日以降に交付される手形のうち、手形の期間が60日を超えるものは「割引困難な手形」に該当するおそれがあるものとして指導の対象となりますが、貴社の現状・予定について、該当する番号を 12 選択して下さい。

- 1 既に60日以内としている ⇒ **Q6_10へ**
- 2 今後60日以内とする予定（検討中も含む） ⇒ **Q6_8へ**
- 3 60日以内とする予定はない ⇒ **Q6_8へ**

Q6_8 現時点における平均的な手形期間をお答え下さい。該当する主な番号を 12 選択して下さい。

- 1 60日以内 ⇒ **Q6_10へ**
- 2 61日以上90日以内 ⇒ **Q6_9へ**
- 3 91日以上120日以内 ⇒ **Q6_9へ**
- 4 121日以上 ⇒ **Q6_9へ**

Q6_9 「手形期間の短縮について」（令和6年4月30日国不建推第11号）により、令和6年11月1日以降に交付する手形のうち、手形の期間が60日を超えるものは「割引困難な手形」に該当するおそれがあるものとして指導の対象となりましたが、手形期間を61日以上としている理由について、該当する番号を 12 選択して下さい。

- 1 借入金の増加等、資金繰りの都合
- 2 発注者（施主）からの支払条件が改善される見込みがないため
- 3 社内会計システム等の切り替えに調整を要するため

Q6_10 手形を現金化する際の割引料等のコスト負担について、下請負人の負担とすることがないよう、下請負人と十分協議して請負代金を設定していますか。該当する主な番号を 12 選択して下さい。

- 1 協議した上で、割引料等のコストを請負代金に反映している
- 2 協議せずに、割引料等のコストを請負代金に反映している
- 3 協議した上で、割引料等のコストを下請負人に負担させている
- 4 協議せずに、割引料等のコストを下請負人に負担させている

Q6_11 下請代金の支払に際して、銀行口座への振込手数料を下請代金から差し引いたことがありますか。該当する主な番号を 12 選択して下さい。

- 1 差し引いたことはない
- 2 下請負人の資本金や従業員の数が自社より小さい中小企業者である場合は、差し引いたことはない
- 3 差し引く内容や差引額の算定根拠等について、見積条件や契約書面に明示し、下請負人との協議、合意のうえ差し引いたことがある
- 4 差し引く内容や差引額の算定根拠等について、見積条件や契約書面に明示しないが、下請負人と協議、合意のうえ差し引いたことがある
- 5 下請負人との協議を行わずに、一方的に差し引いたことがある

Q6_12 下請代金の支払に際して、下請工事の施工又は支払に伴い発生する諸費用を下請代金から差し引いたことがありますか。該当する主な番号を **12** 選択して下さい。

※諸費用とは、建設副産物（建設廃棄物及び建設発生土）の処理費用等、現場事務所に係る費用（光熱費、エレベータ使用料、清掃費用等）、会費（安全協力会費、災害防止協議会費等）、保険料（瑕疵担保保険等）、建設キャリアアップシステムのカードリーダー設置費用及び現場利用料などを指します。

- 1 差し引いたことはない
- 2 差し引く内容や差引額の算定根拠等について、見積条件や契約書面に明示し、下請負人との協議、合意のうえ差し引いたことがある
- 3 差し引く内容や差引額の算定根拠等について、見積条件や契約書面に明示しないが、下請負人と協議、合意のうえ差し引いたことがある
- 4 下請負人との協議を行わずに、一方的に差し引いたことがある

Q6_13 令和8年度3月末の手形廃止に向け、貴社の課題はありますか。該当する番号を **12** 選択して下さい。

- 1 課題なし ⇒ **Q6_15へ**
- 2 課題あり ⇒ **Q6_14へ**

Q6_14 手形による下請代金の支払に際して、貴社が抱える課題として該当する番号を選択して下さい。（複数回答可）

- 1 発注者（施主）からの支払いが遅い
- 2 借入金の増加等、資金繰りの悪化
- 3 社内会計システム等の切り替えに調整を要すること
- 4 下請負人が当社と異なる電子記録債権を導入
- 5 取適法で手形の利用が禁止されたこと
- 6 2027年3月末に紙の手形の交換が廃止されること
- 7 下請負人が電子記録債権に対応していないため移行・切替えが困難
- 8 下請負人が自社と異なる電子記録債権を導入しているため移行・切替えが困難
- 9 その他（具体的に： _____）

Q6_15 電子記録債権の利用に関して、貴社が抱える課題として該当する番号を選択して下さい。（複数回答可）

- 1 利用していない、利用する予定がない
- 2 課題なしまたは既に利用しているが課題はない
- 3 発注者（施主）からの支払いが遅い
- 4 社内会計システム等の切り替えに調整を要すること
- 5 下請負人が電子記録債権に対応していない
- 6 下請負人が自社と異なる電子記録債権を導入
- 7 取適法で支払期日までに代金を金銭で受け取れるようにすること
- 8 その他（具体的に： _____）

Q7 帳簿の作成状況について教えて下さい

Q7_1 営業所ごとに営業に関する事項を記載した帳簿を備え付けていますか。該当する主な番号を **12** 選択して下さい。

- 1 全ての営業所において帳簿を備え付けている
- 2 一部又は全ての営業所において帳簿を備え付けていない

Q8 発注者（施主）から直接建設工事を受注したことがありますか

Q8_1 調査対象期間（令和7年7月1日から令和8年6月30日）において、元請負人として発注者（施主）から直接建設工事を受注した実績はありますか。該当する番号を **1つ** 選択して下さい。

- 1 元請負人として発注者（施主）から直接建設工事を受注した実績がある ⇒ **Q9**からご回答下さい
- 2 元請負人として発注者（施主）から直接建設工事を受注した実績がない ⇒ **Ⅱ（Q12）へ**

【ここからQ11までは、元請負人として発注者（施主）から直接請け負った建設工事についてお答え下さい】

Q9 民間工事の施工体制台帳・施工体系図の作成方法について教えて下さい

Q9_1 民間工事について、貴社が発注者（施主）から直接請け負った建設工事において、下請契約の請負代金（税込）の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の場合に施工体制台帳を作成していますか。該当する主な番号を1つ選択して下さい。

- 1 施工体制台帳を作成し、発注者（施主）の請求があったときは、閲覧に供している ⇒ **Q9_2へ**
- 2 施工体制台帳を作成しているが、発注者（施主）の請求があったとしても、閲覧に供していない ⇒ **Q9_2へ**
- 3 施工体制台帳を作成していない ⇒ **Q9_3へ**
- 4 下請契約の請負代金の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の工事請負実績がない ⇒ **Q10へ**
- 5 公共工事のみ請け負っている ⇒ **Q10へ**

Q9_2 民間工事について、施工体制台帳を作成する場合、施工体制台帳にはどの書類を添付していますか。該当する番号を選択して下さい。（複数回答可）

- 1 発注者（施主）との契約書の写し
- 2 下請負人との契約書の写し
- 3 主任技術者又は監理技術者の資格を証する書面、又はその写し（専任を求められている場合には、監理技術者資格者証の写しに限る）
- 4 主任技術者又は監理技術者の雇用を証する書面、又はその写し
- 5 何も添付していない

Q9_3 民間工事について、貴社が発注者（施主）から直接請け負った建設工事において、下請契約の請負代金の合計（税込）が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の場合に施工体系図を作成していますか。該当する主な番号を1つ選択して下さい。

- 1 施工体系図を作成し、当該工事現場の見やすい場所に掲げている
- 2 施工体系図を作成しているが、当該工事現場の見やすい場所に掲げていない
- 3 施工体系図を作成していない

Q10 建設工事に係る法令（建設業法、労働安全衛生法等）の遵守に関し、元請負人として行っている下請負人への指導について教えて下さい

Q10_1 下請負人に対する指導を実施していますか。該当する主な番号を **1つ** 選択して下さい。

- 1 実施している（例：講習会の実施、ポスターの掲示、冊子等の配布、相談会の実施など） ⇒ **Q10_2へ**
- 2 実施していない ⇒ **Q11へ**

Q10_2 下請負人に対する指導内容はどのようなものですか。該当する番号を選択して下さい。（複数回答可）

- | | | |
|---------------------|----------------|----------|
| 1 契約書（注文書・請書も含む）の作成 | 6 周辺住民等への配慮 | 11 その他 |
| 2 無許可業者との契約の禁止 | 7 作業員の労働環境の改善 | （具体的に： ） |
| 3 一括下請負（丸投げ）の禁止 | 8 工事施工上の留意事項 | |
| 4 技術者の適正配置 | 9 社会保険への加入 | |
| 5 下請代金の適正な支払い | 10 暴力団関係企業等の排除 | |

Q11 発注者（施主）との請負契約の締結の状況等について教えてください

Q11_1 請負代金をめぐり、発注者（施主）から一方的に請負代金の額や単価が設定されたことはありますか。該当する番号を1つ選択してください。

- | | |
|------|------|
| 1 ある | 2 ない |
|------|------|

Q11_2 資材価格等の変動により、工期又は請負代金の額の変更が必要な場合において、発注者（施主）に協議を申し出たときに、正当な理由がないにもかかわらず協議に応じてもらえなかったことはありますか。該当する番号を1つ選択してください。

- | |
|---|
| 1 協議を希望したが応じてもらえなかった ⇒ Q11_3へ |
| 2 協議に応じてもらった⇒ Q11_3へ |
| 3 協議を要する状況はなかったため、発注者（施主）に協議を申し出たことはない ⇒ Q11_5へ |

Q11_3 資材価格等の変動は中東情勢の悪化に伴うものであると感じますか。該当する番号を1つ選択してください。

- | |
|-------------|
| 1 主にその影響による |
| 2 一部影響がある |
| 3 ほとんど影響はない |
| 4 分からない |

Q11_4 契約後の資材価格等の価格高騰といった状況変化等により発注者との価格の変更交渉を行った際の発注者の主な対応について、該当する番号を1つ選択して下さい。（Q11_2で選択肢1を回答した場合は回答不要）

- | |
|-------------------------------|
| 1 交渉を行い、全額価格の変更が認められた |
| 2 交渉を行い、妥当と判断できる程度価格の変更が認められた |
| 3 交渉を行ったが、不当に低いと疑われる価格の変更となった |
| 4 交渉を行ったが、全く認められなかった |

Q11_5 工期の変更交渉を行った際の発注者の主な対応について、該当する番号を1つ選択して下さい。

- | |
|--|
| 1 工期の変更を認められ、施工するために通常必要と認められる期間の工期に変更された |
| 2 工期の変更を認められ、交渉した工期より短い工期に変更されたが、やむを得ず契約を行った |
| 3 工期の変更は認められたが、施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短いと疑われる工期に変更された |
| 4 交渉を行ったが、工期の変更は全く認められなかった |
| 5 交渉を要する状況変化はあったが、交渉を行わなかった |
| 6 交渉を要する工事はなかった |

Q11_6 発注者（施主）との個別工事における請負契約の締結の状況等について教えてください。

調査対象期間に発注者から直接請け負った工事のうち、下記①の見積金額（税込）と下記②の見積金額（税込）とで、その乖離が最も大きい工事について、以下の回答欄にお答え下さい。

①の見積金額と②の見積金額とで乖離がない場合は回答不要であるため、空欄のまま次の設問へ進んでください。

- ① 発注者（施主）と当初の契約（以下「当初契約」という。）を締結する際に、当該発注者との価格交渉において、**当初見積書（契約締結の前提となる設計図書等が整った後、受注者が注文者に対し初めて作成・提出する見積書）**の見積金額
- ② 当該発注者との価格交渉の結果、当該発注者と合意後、**当該発注者に提出した最終見積書（契約内容の明細を示す見積書）**の見積金額
- 貴社の回答によって、発注者（施主）から貴社が特定されるなどの不利益が及ぶことはありませんので、ありのままをご回答いただきますようお願いいたします。
- ※工期については西暦を記載

1	発注者（施主）名	
2	工事件名	
3	工事場所（都道府県）	
4	工期	年 月 日 ～ 年 月 日
5	当初見積書における請負代金の総額（円）	
6	最終見積書における請負代金の総額（円）	
7	当初見積書における材料費の額（円）	
8	最終見積書における材料費の額（円）	
9	当初見積書における労務費の額（円）	
10	最終見積書における労務費の額（円）	

Q11_7 調査対象期間に発注者から直接請け負った工事のうち、同種の他の工事と比較して工期が最も短かった工事について、以下の回答欄にお答え下さい。貴社の回答によって、発注者（施主）から貴社が特定されるなどの不利益が及ぶことはありませんので、ありのままをご回答いただきますようお願いいたします。

※同種の他の工事と比較して工期が短い工事が特段ない場合や工期が1ヶ月未満の場合は回答不要であるため、空欄のまま次の設問へ進んでください。工期については西暦を記載してください。

1	発注者（施主）名	
2	工事件名	
3	工事場所（都道府県）	
4	工期	年 月 日 ～ 年 月 日
5	自社雇用の技能者または技術者の平均時間外労働時間（一ヶ月当たり・時間単位）	
6	時間外労働時間が最も長い自社雇用の技能者または技術者の 当該時間外労働時間（一ヶ月あたり・時間単位）	

Ⅱ 下請負人の立場で回答する設問

Q12 下請工事を受注したことがありますか

Q12_1 調査対象期間（令和7年7月1日から令和8年6月30日）において、下請負人として建設工事を受注した実績はありますか。該当する番号を1つ選択して下さい。

- | |
|------------------------------------|
| 1 下請負人として建設工事を受注した実績がある ⇒ Q12_2へ |
| 2 下請負人として建設工事を受注した実績がない ⇒ III Q23へ |

Q12_2 貴社は調査対象期間（令和7年7月1日から令和8年6月30日）に概ね何社の元請負人と下請取引がありますか。該当する番号を1つ選択して下さい。

- | | | |
|---------|---------------|----------|
| 1 10社未満 | 2 10社以上100社未満 | 3 100社以上 |
|---------|---------------|----------|

Q13 元請負人との間での見積りや請負代金の決定方法について教えてください

Q13_1 請負代金は、どのように決定されることが多いですか。該当する主な番号を1つ選択して下さい。

- | |
|---|
| 1 下請負人が見積書を交付し、元請負人と協議を行った上で決定 ⇒ Q14_1へ |
| 2 下請負人が見積書を交付するが、元請負人が単独で決定 ⇒ Q14_1へ |
| 3 下請負人からの見積書交付の有無によらず、元請負人が単独で決定 ⇒ Q15へ |

Q14 元請負人との締結方法について教えてください

Q14_1 元請負人と当初の契約（以下「当初契約」という。）を締結する際に、当該元請負人との価格交渉において、最初に、貴社が当該元請負人に提出した当初見積書（契約締結の前提となる設計図書等が整った後、受注者が注文者に対し初めて作成・提出する見積書）の総額と、当該元請負人との価格交渉の結果、当該元請負人と合意した後、当該元請負人に提出した最終見積書（契約内容の明細を示す見積書）の総額とで、平均的にどの程度の差がありますか。該当する主な番号を1つ選択して下さい。

- | |
|--|
| 1 当初見積書の請負代金額に比べ最終見積書の請負代金額の方が低いが、その差は1割未満 ⇒ Q15_1へ |
| 2 当初見積書の請負代金額に比べ最終見積書の請負代金額の方が低いが、その差は1割～2割程度 ⇒ Q15_1へ |
| 3 当初見積書の請負代金額に比べ最終見積書の請負代金額の方が低いが、その差は2割～3割程度 ⇒ Q14_2へ |
| 4 当初見積書の請負代金額に比べ最終見積書の請負代金額の方が低いが、その差は3割以上 ⇒ Q14_2へ |
| 5 当初見積書の請負代金額と最終見積書の請負代金額に差はない ⇒ Q15_1へ |
| 6 当初見積書の請負代金額に比べ最終見積書の請負代金額の方が高い ⇒ Q15_1へ |

Q14_2 調査対象期間（令和7年7月1日から令和8年6月30日）に締結した下請契約において当初見積書と最終見積書の総額の差が2割以上ある契約はどの程度ありますか。該当する主な番号を1つ選択して下さい。

- | | | | |
|------|---------|---------|---------|
| 1 1件 | 2 2件～5件 | 3 6件～9件 | 4 10件以上 |
|------|---------|---------|---------|

Q15 労務費及び材料費等の内訳を明示した見積書の作成等について

Q15_1 調査対象期間（令和7年7月1日から令和8年6月30日）に締結した下請契約において、元請負人から材料費等記載見積書（材料費や労務費等が内訳明示された見積書）の使用するよう働きかけはありましたか。該当する番号を1つ選択して下さい。

- | | |
|------------|-------------|
| 1 働きかけがあった | 2 働きかけはなかった |
|------------|-------------|

Q15_2 調査対象期間（令和7年7月1日から令和8年6月30日）に締結した下請契約における、労務費の内訳を明示した見積書を元請負人へ作成して元請負人へ交付していますか。該当する番号を1つ選択して下さい。

- 1 交付している ⇒ Q15_3へ
- 2 おおむね交付している ⇒ Q15_3へ
- 3 あまり交付していない ⇒ Q15_5へ
- 4 全く交付していない ⇒ Q15_5へ

Q15_3 調査対象期間（令和7年7月1日から令和8年6月30日）に締結した下請契約において、元請負人に対して労務費を内訳明示した見積書を提出する際、業種別の公共工事設計労務単価や「労務費に関する基準」を参照しましたか。該当する番号を1つ選択して下さい。

- 1 全ての工事で参照して作成した
- 2 一部の工事で参照して作成した
- 3 ほとんどの工事で参照していない
- 4 参照して作成した工事はない

Q15_4 労務費の内訳を明示した見積書を交付した際の元請負人の主な対応について、該当する番号を1つ選択して下さい。

- 1 内訳で明示した労務費を含む見積総額の全額が支払われる契約となった ⇒ Q15_8へ
- 2 見積総額は減額されたが労務費は減額されない契約となった ⇒ Q15_8へ
- 3 内訳で明示した労務費の一部のみ減額して支払われる契約となった ⇒ Q15_6へ
- 4 労務費の一部を含めて減額された契約となった ⇒ Q15_6へ
- 5 その他（具体的に： ） ⇒ Q15_6へ

Q15_5 労務費を明示した見積書を作成していない理由について、該当する番号を全て選択して下さい。（複数回答可）

- 1 元請負人から労務費の内訳は不要と言われたため ⇒ Q15_8へ
- 2 元請負人が設定した労務単価が前提となっており、請負金額に反映されないため ⇒ Q15_8へ
- 3 労務費を明示した見積書の作成負担が大きい（人員・時間不足） ⇒ Q15_8へ
- 4 労務費を明示すると競争上不利になると感じているため ⇒ Q15_8へ
- 5 材工一式の見積で不都合がないため ⇒ Q15_8へ
- 6 その他（具体的に： ） ⇒ Q15_8へ

Q15_6 最終見積書（契約内容の明細を示す見積書）における労務費の見積額は、当初見積書（契約締結の前提となる設計図書等が整った後、受注者が注文者に対し初めて作成・提出する見積書）における労務費の見積額と比較して平均的にどの程度の差がありますか。該当する主な番号を1つ選択して下さい。

- 1 最終見積書の方が低い（1割未満） ⇒ Q15_8へ
- 2 最終見積書の方が1割～2割程度低い ⇒ Q15_8へ
- 3 最終見積書の方が2割～3割程度低い ⇒ Q15_7へ
- 4 最終見積書の方が3割以上低い ⇒ Q15_7へ
- 5 当初見積書の見積額と最終見積書の見積額に差はない ⇒ Q15_8へ
- 6 当初見積書の見積額より最終見積書の見積額の方が高い ⇒ Q15_8へ

Q15_7 調査対象期間（令和7年7月1日から令和8年6月30日）に締結した下請契約において、当初見積書と最終見積書に記載した労務費の金額差が2割以上ある契約はどの程度ありますか。該当する主な番号を1つ選択して下さい。

- 1 1件 2 2件～5件 3 6件～9件 4 10件以上

Q15_8 調査対象期間（令和7年7月1日から令和8年6月30日）に締結した下請契約における、材料費の内訳を明示した見積書を元請負人へ交付していますか、該当する番号を1つ選択して下さい。

- 1 交付している ⇒ **Q15_9へ**
- 2 おおむね交付している ⇒ **Q15_9へ**
- 3 あまり交付していない ⇒ **Q16_1へ**
- 4 全く交付していない ⇒ **Q16_1へ**

Q15_9 材料費の内訳を明示した見積書を交付した際の元請負人の主な対応について、該当する番号を1つ選択して下さい。

- 1 内訳で明示した材料費を含む見積総額の全額が支払われる契約となった ⇒ **Q15_11へ**
- 2 見積総額は減額されたが材料費は減額されない契約となった ⇒ **Q15_11へ**
- 3 内訳で明示した材料費の一部のみ減額して支払われる契約となった ⇒ **Q15_10へ**
- 4 材料費の一部を含めて減額された契約となった ⇒ **Q15_10へ**
- 5 その他（具体的に： _____） ⇒ **Q15_10へ**

Q15_10 最終見積書（契約内容の明細を示す見積書）に記載した材料費の見積額は、当初見積書（契約締結の前提となる設計図書等が整った後、受注者が注文者に対し初めて作成・提出する見積書）に記載した材料費の見積額と比較して平均的にどの程度の差がありますか。該当する主な番号を1つ選択して下さい。

- 1 最終見積書の方が低い
1 割未満
- 2 最終見積書の方が1割～2割程度低い
- 3 最終見積書の方が2割～3割程度低い
- 4 最終見積書の方が3割以上低い
- 5 当初見積書の見積額と最終見積書の見積額に差はない
- 6 当初見積書の見積額より最終見積書の見積額の方が高い

Q15_11 その他経費（安全衛生費・法定福利費・建退共掛金など）の内訳を明示した見積書を交付した際の元請負人の主な対応について、該当する番号を1つ選択して下さい。

- 1 内訳で明示した、その他経費を含む見積総額の全額が支払われる契約となった ⇒ **Q16_1へ**
- 2 見積総額は減額されたが、その他経費は減額されない契約となった ⇒ **Q16_1へ**
- 3 内訳で明示した、その他経費の一部のみ減額して支払われる契約となった ⇒ **Q15_12へ**
- 4 その他経費の一部を含めて減額された契約となった ⇒ **Q15_12へ**
- 5 その他（具体的に： _____） ⇒ **Q15_12へ**

Q15_12 最終見積書（契約内容の明細を示す見積書）に記載したその他経費（安全衛生費・法定福利費・建退共掛金など）の見積額は、当初見積書（契約締結の前提となる設計図書等が整った後、受注者が注文者に対し初めて作成・提出する見積書）に記載した材料費の見積額と比較して平均的にどの程度の差がありますか。該当する主な番号を1つ選択して下さい。

- 1 最終見積書の方が低い
1 割未満
- 2 最終見積書の方が1割～2割程度低い
- 3 最終見積書の方が2割～3割程度低い
- 4 最終見積書の方が3割以上低い
- 5 当初見積書の見積額と最終見積書の見積額に差はない
- 6 当初見積書の見積額より最終見積書の見積額の方が高い

Q16 下請契約の締結状況について教えてください

Q16_1 元請負人との契約締結の方法はどのように行っていますか。該当する主な番号 1 を選択して下さい。

- 工事ごとの請負契約書を相互に交付 ⇒ **Q16_5**へ
(1. 全て電子契約 2. 一部電子契約 3. 全て書面契約)
基本契約書に基づいた注文書・請書の交換 ⇒ **Q16_5**へ
(4. 全て電子契約 5. 一部電子契約 6. 全て書面契約)
基本契約約款を添付又は印刷した注文書・請書の交換 ⇒ **Q16_5**へ
(7. 全て電子契約 8. 一部電子契約 9. 全て書面契約)
10 注文書・請書の交換のみ ⇒ **Q16_2**へ
11 注文書の一方的な送付 ⇒ **Q16_2**へ
12 メモ又は口頭 ⇒ **Q16_2**へ

Q16_2 元請負人との契約締結方法について、請負契約書等を相互に交付していない理由として該当する番号を選択して下さい。(複数回答可)

- 1 口頭またはメール等で契約条件を合意していたため。
2 工期が逼迫しており、作業着手を優先したため契約書の作成・交付が後回しのため、工事が完了したため。
3 契約当事者双方で契約書の様式・条件について調整が完了したため。
4 契約書案を提示したものの、元請負人側の押印・返送がないまま、工事が完了したため。
5 契約書の交付を求めたものの、元請負人が契約書を作成せず、相互交付が成立しなかったため
6 長年の取引慣行により、契約書締結を省略して受注していたため
7 契約書を取り交わすことの認識がなかったため
8 その他 (具体的に:)

Q16_3 元請負人との間で、請負契約書等を相互に交付しないまま工事が進行した事例は、調査対象期間内でどの程度ありますか。該当する主な番号を 1 を選択して下さい。

- 1 半数以下
2 半数以上 (3. 除く)
3 ほぼ全て

Q16_4 請負契約書等を相互に交付していないことに起因して、次のようなトラブルが発生したことはありますか。該当する主な番号を **全て** を選択して下さい。(複数回答可)

- 1 請負代金を巡るトラブル (代金の未払い等)
2 支払時期を巡るトラブル
3 工事の責任範囲を巡るトラブル
4 特にトラブルは発生していない

Q16_5 下請負人は、主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰、特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰など、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがある場合は、請負契約を締結するまでに、元請負人に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないことになっていますが、この通知を行っていますか。該当する主な番号を 1 を選択して下さい。

- 1 通知している 2 通知していない 3 特段工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象は生じなかった。

Q17 下請契約の追加・変更契約について教えてください

Q17_1 追加工事、数量変更、資材等価格の高騰による工期又は請負代金の額の変更が生じた場合に、下請負人である貴社から元請負人と追加・変更契約を行っていますか。該当する主な番号を **1つ** 選択して下さい。

- 1 該当の工事はあるが、追加・変更契約を行っていない ⇒ **Q18へ**
- 2 追加・変更契約を行っている ⇒ **Q17_2へ**
- 3 該当の工事がいないため、追加・変更契約を行っていない ⇒ **Q18へ**

Q17_2 請負人との追加・変更契約締結方法はどのように行っていますか。該当する主な番号を **1つ** 選択して下さい。また、電子契約の実施有無等についてそれぞれ該当する番号を選択してください。

変更内容を記載した追加・変更請負契約書を相互に交付

(1. 全て電子契約 2. 一部電子契約 3. 全て書面契約) ⇒ **Q18へ**

変更内容を記載した追加・変更注文書及び追加・変更請書の交換

(4. 全て電子契約 5. 一部電子契約 6. 全て書面契約) ⇒ **Q18へ**

7. 追加・変更注文書の一方的な送付 ⇒ **Q17_3へ**

8. メモ又は口頭 ⇒ **Q17_3へ**

Q17_3 元請負人との追加・変更契約締結方法について、請負契約書や基本契約款等に基づいた又は添付した注文書・請書を相互に交付していない理由として該当する番号を **全て** 選択して下さい。 **(複数回答可)**

- 1 口頭またはメール等で契約条件を合意していたため。
- 2 変更内容が軽微であり、従来慣行として書面による変更契約を省略していたため
- 3 工事の進行中に急を要する変更が発生し、作業継続を優先したため書面の作成・交付が後回しになったため。
- 4 変更内容の数量・単価などの協議が継続しており、契約条件が確定していなかったため。
- 5 受注者から契約書案を提示したものの、元請負人側の押印・返送がなく、相互交付が成立しなかったため。
- 6 契約書に付属する覚書・指示書で変更扱いとする運用をしており、別途変更契約書として交付しなかったため。
- 7 長年の取引慣行により、受注者として契約書締結を省略して発注していたため
- 8 契約書を取り交わすことの認識がなかったため
- 9 その他 (具体的に:)

Q17_4 元請負人との間で、請負契約書等を相互に交付しないまま工事が進行した事例は、調査対象期間内でどの程度ありますか。該当する主な番号を **1つ** 選択して下さい。

- 1 ほとんどない
- 2 年に数件程度ある
- 3 一定程度(常態的)ある

Q17_5 請負契約書等を相互に交付していないことに起因して、次のようなトラブルが発生したことはありますか。該当する主な番号を **全て** 選択して下さい。 **(複数回答可)**

- 1 請負代金を巡るトラブル(代金の未払い等)
- 2 支払時期を巡るトラブル
- 3 工事の責任範囲を巡るトラブル
- 4 特にトラブルは発生していない

Q18 賃金の変動に基づく請負代金の変更について教えてください

Q18_1 今までに、公共工事設計労務単価上昇等の賃金の変動に基づき、元請負人との請負代金の変更交渉を行ったことはありますか。該当する番号を **1つ** 選択して下さい。

- 1 交渉を行ったことがあり、契約変更したことがある。 ⇒ **Q19へ**
- 2 交渉を行ったことはあるが、契約変更は認められなかった。 ⇒ **Q19へ**
- 3 交渉を希望したが、交渉自体を受け入れられなかった。 ⇒ **Q19へ**
- 4 交渉を行ったことはない。 ⇒ **Q18_2へ**

Q18_2 元請負人との請負代金の変更交渉を行ったことがない理由について、該当する番号を選択して下さい。(複数回答可)

- 1 元請負人が設計労務単価上昇等の賃金の変動に基づき、発注者（施主）と契約変更を行っているかどうか把握していないため。
- 2 受注者の立場では、元請負人に対し、契約変更を求めづらいため。
- 3 契約変更を求めても元請負人が応じない考えるため。
- 4 その他（具体的に： _____）

Q19 工期について

Q19_1 建設工事を元請負人から受注する際、設定された工期は、時間外労働の上限規制（令和6年4月適用）や「工期に関する基準」が考慮されたものとなっていますか。該当する主な番号を1つ選択して下さい。

- 1 考慮されている ⇒ **Q19_3へ**
- 2 おおむね考慮されている ⇒ **Q19_3へ**
- 3 ほとんど考慮されていない ⇒ **Q19_2へ**
- 4 全く考慮されていない ⇒ **Q19_2へ**

Q19_2 設定された工期において「工期に関する基準」のうち、特に考慮されていないと感じる項目を選択してください。(複数回答可)

【A】自然要因に関するもの

- 1 降雨日数
- 2 降雪日数
- 3 猛暑日・酷暑期における作業制限
- 4 その他の気象条件（強風・台風等）

【B】労働時間・休日に関するもの

- 5 週休2日（4週8休等）の確保
- 6 時間外労働の上限規制
- 7 法定休日・祝日の確保
- 8 夜間・休日作業の抑制

【C】施工条件・現場制約に関するもの

- 9 工種の重なり・作業間調整に必要な期間
- 10 資材搬入・仮設設置等に要する期間
- 11 周辺環境・近隣対応による制約
- 12 発注者都合による設計変更・追加工事

【D】その他

- 13 その他（具体的に記載： _____）

Q19_3 元請負人から受注した工事の現場閉所数として、もっとも多いものはどれですか。該当する主な番号を1つ選択して下さい。

- 1 4週8閉所
- 2 4週5閉所～4週7閉所
- 3 4週4閉所以下

Q19_4 元請負人から受注した工事の施工に従事する貴社の職人（貴社が雇用する技能者労働者）の週休状況として、もっとも多いものはどれですか。該当する主な番号を**1つ**選択して下さい。

- 1 4週8休（完全週休二日制：土日祝休み）
- 2 4週8休（週休2日制）
- 3 4週5休～4週7休
- 4 4週4休以下
- 5 自社雇用の技能労働者がいない

Q19_5 調査対象期間（令和7年7月1日から令和8年6月30日）に締結した下請契約において、貴社の技能労働者の平均残業時間はどの程度でしたか。該当する主な番号を**1つ**選択して下さい。

- 1 45時間未満
- 2 45時間以上60時間未満
- 3 60時間以上80時間未満
- 4 80時間以上
- 5 自社雇用の技能労働者はいない

Q19_6 調査対象期間（令和7年7月1日から令和8年6月30日）に締結した下請契約において、「工期に関する基準」を参照する等して、工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにした見積書を元請負人へ交付していますか、該当する番号を**1つ**選択して下さい。

- 1 交付している ⇒ **Q19_7へ**
- 2 交付していない ⇒ **Q19_9へ**

Q19_7 工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにした見積書を交付する際、資材の納期の長期化が見られる場合には、納期を考慮した工期の設定を行っていますか（元請負人に納期の長期化を説明しているか）、該当する番号を**1つ**選択して下さい。

- 1 考慮（説明）している
- 2 考慮（説明）していない

Q19_8 工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにした見積書を交付した際の元請負人の対応について、該当する番号を**1つ**選択して下さい。

- 1 明示した日数での工期の契約となった
- 2 明示した日数より短い工期となったが、やむを得ず契約を行った
- 3 明示した日数より短い工期となり、受注した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短いと疑われる工期の契約となった

Q19_9 今までに、下請契約に定められた工期内に、受注者の責によらない事由によって工事の完成が難しいと判断した際、元請負人との工期の変更交渉を行ったことがありますか、該当する番号を**1つ**選択して下さい。

- 1 交渉を行ったことがある ⇒ **Q19_10へ**
- 2 交渉を検討したが、元請負人との関係性を考慮し、交渉を行わなかった ⇒ **Q20へ**
- 3 工期の変更交渉する工事がなく、交渉する必要がない ⇒ **Q20へ**

Q19_10 工期の変更が必要であると判断して交渉した「受注者の責によらない事由」として、該当する番号を選択して下さい。（複数回答可）

- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| 1 発注者・元請都合による設計変更・仕様変更 | 2 工事着手条件の遅れ（用地引渡し、前工程の遅延等） |
| 3 天候不順（降雨・降雪・猛暑等） | 4 資材供給の遅延・制約（中東情勢の影響あり） |
| 5 資材供給の遅延・制約（中東情勢の影響なし） | 6 周辺環境・近隣対応による制約 |
| 7 その他（具体的に記載） | |

Q19_11 工期の変更交渉を行った際の元請負人の対応について、該当する番号を1つ選択して下さい。

- 1 工期の変更を認められ、施工するために通常必要と認められる期間の工期に変更された ⇒ Q20へ
- 2 工期の変更を認められ、交渉した工期より短い工期に変更されたが、やむを得ず契約を行った ⇒ Q20へ
- 3 工期の変更は認められたが、施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短いと疑われる工期に変更された ⇒ Q20へ
- 4 工期の変更は認められなかった ⇒ Q19_12へ

Q19_12 当初契約または変更契約において、受注者として本来必要と考えられる工期が確保できなかった理由について、該当する番号を選択して下さい。（複数回答可）※この設問中の「注文者」は、元請負人を指します。

- 1 予め決められた（発表された）供用時期等を変更できないため
- 2 注文者の予算の執行の都合のため
- 3 関連工事に影響を及ぼすため
- 4 地元や利害関係者への影響があるため
- 5 注文者が認めない姿勢をとっていたため
- 6 注文者が協議に応じなかった
- 7 その他（具体的に：

)

Q20 資材等の価格高騰による請負代金の額について教えてください。

Q20_1 調査対象期間（令和7年7月1日から令和8年6月30日）に締結した下請契約において、資材価格等の高騰を考慮した積算を行った見積書を元請負人へ交付していますか（元請負人に価格高騰の説明をしているか）、該当する番号を1つ選択して下さい。

- 1 交付（説明）している ⇒ Q20_2へ
- 2 価格高騰に影響される工事はあるが、交付（説明）していない ⇒ Q20_3へ
- 3 価格高騰に影響される工事がなく、交付（説明）する必要がある ⇒ Q20_3へ

Q20_2 調査対象期間（令和7年7月1日から令和8年6月30日）に締結した下請契約において、資材価格等の高騰を考慮した積算を行った見積書を交付した際の元請負人の主な対応について、該当する番号を1つ選択して下さい。

- 1 明示した価格での契約となった
- 2 明示した価格より低い価格になったが、算出根拠が明らかであり不当に低い価格ではなかったため、契約を行った
- 3 明示した価格より低い価格になったが、算出根拠が不明であるものの、不当に低い価格ではなかったため、契約を行った
- 4 明示した価格より低い価格となり、算出根拠が不明かつ不当に低いと疑われる価格となったが、やむを得ず契約を行った

Q20_3 元請負人との契約書（注文書・請書等も含む。）に、価格等の変動等に基づく請負代金の額又は工事内容の変更に関する定めはありますか。また、元請負人との価格の変更交渉を行ったことがありますか。該当する番号を1つ選択して下さい。

- 1 定めがあり、交渉を行ったことがある ⇒ Q20_4へ
- 2 定めはあるが、交渉を行ったことはない ⇒ Q21へ
- 3 定めはないが、交渉を行ったことがある ⇒ Q20_4へ
- 4 定めがなく、交渉を行ったことはない ⇒ Q21へ
- 5 価格高騰に影響される工事がなく、交渉する必要がある ⇒ Q21へ

Q20_4 資材価格等の変動は中東情勢の悪化に伴うものであると感じますか。

- 1 主にその影響による
- 2 一部影響がある
- 3 ほとんど影響はない
- 4 分からない

Q20_5 契約後の資材等価格の高騰といった状況変化により、価格の変更交渉を行った際の元請負人の対応について、該当する番号を選択して下さい。(複数回答可)

- 1 価格の変更を認められた ⇒ Q20_2で3と回答した場合Q20_6、それ以外は Q21へ
- 2 価格の変更を認められたが、不当に低いと疑われる価格での変更となった ⇒ Q20_6へ
- 3 価格の変更は認められなかった ⇒ Q20_6へ

Q20_6 当初契約または変更契約において、受注者として本来必要と考えられる価格が確保できなかった理由について、該当する番号を選択して下さい。(複数回答可)

- 1 元請負人が発注者（施主）に対して変更の協議ができず、下請負人の変更交渉に応えられないため
- 2 元請負人が発注者（施主）に協議を行ったが、受発注間で変更契約がされず、下請負人の変更交渉に応えられないため
- 3 元請負人の予算の都合により、下請負人に価格転嫁ができないため
- 4 元請負人から資材が提供されたため
- 5 その他（具体的に： _____）

Q21 個別工事の概要

Q21_1 調査対象期間に元請負人から直接請け負った工事のうち、下記①の見積金額と下記②の見積金額とで、その乖離が最も大きい工事について、以下の回答欄にお答え下さい。

①の見積金額と②の見積金額とで乖離がない場合は回答不要であるため、空欄のまま次の設問へ進んでください。

- ① 当初契約（元請負人と当初の契約）を締結する際に、当該元請負人との価格交渉において、当初見積書（契約締結の前提となる設計図書等が整った後、注文者に対し初めて作成・提出する見積書）の見積金額
- ② 当該元請負人との価格交渉の結果、当該元請負人と合意後の、最終見積書（契約内容の明細を示す見積書）の見積金額

貴社の回答によって、元請負人から貴社が特定されるなどの不利益が及ぶことはありませんので、ありのままをご回答いただきますようお願い致します。

(金額が不明な場合はおおよその額を入力下さい)

※工期については西暦を記載

元請負人の事業者名		
元請負人の主たる事務所の所在地		
工事件名		
工事場所（都道府県）		
工期	年 月 日 ~	年 月 日
当初見積書における請負代金の総額（円）		
最終見積書における請負代金の総額（円）		
当初見積書における材料費の額（円）		
最終見積書における材料費の額（円）		
当初見積書における労務費の額（円）		
最終見積書における労務費の額（円）		
取引の内容や価格協議等の状況について具体的に記載してください。		

Q2 1_2 調査対象期間に元請負人から直接請け負った工事のうち、同種の他の工事と比較して工期が最も短かった工事について、以下の回答欄にお答え下さい。貴社の回答によって、元請負人から貴社が特定されるなどの不利益が及ぶことはありませんので、ありのままをご回答いただきますようお願い致します。

※工期については西暦を記載

※同種の他の工事と比較して工期が短い工事が特段ない場合や工期が1ヶ月未満の場合は回答不要であるため、空欄のまま次の設問へ進んでください。

1	元請負人の事業者名 元請負人の主たる事務所の所在地	
2	工事件名	
3	工事場所（都道府県）	
4	工期 年 月 日 ~ 年 月 日	
5	平均時間外労働時間（一ヶ月当たり・時間単位）	
6	時間外労働時間が最も長い技能者の 当該時間外労働時間（一ヶ月当たり・時間単位）	

Q22 契約に係る紛争について

Q22_1 調査対象期間（令和7年7月1日から令和8年6月30日）において、元請負人との建設工事の請負契約に関する紛争について、該当する番号を選択して下さい。（複数回答可）

- 1 紛争はない ⇒ Q22_3へ
- 2 工事瑕疵（施工上のミス、出来映え等）に関する紛争があった ⇒ Q22_2へ
- 3 工事遅延に関する紛争があった ⇒ Q22_2へ
- 4 工事代金（代金不払い、支払期日、倒産等）に関する紛争があった ⇒ Q22_2へ
- 5 契約解除に関する紛争があった ⇒ Q22_2へ
- 6 その他紛争があった ⇒ Q22_2へ

Q22_2 請負契約に関する紛争が生じた際の対応について、その解決に向けた相談先に該当する番号を選択して下さい。
(複数回答可)

1	相談等をしていない
2	許可行政庁（都道府県・国土交通省地方整備局等）
3	建設工事紛争審査会
4	建設業取引適正化センター
5	駆け込みホットライン
6	取引かけこみ寺（旧：下請かけこみ寺）
7	その他行政機関（公正取引委員会、労働基準監督署等）
8	その他（具体的に

Q22_3 国土交通省では、建設業法違反通報窓口として「駆け込みホットライン」や、建設工事の請負契約をめぐるトラブルの相談窓口として「建設業取引適正化センター」の開設に加え、建設工事の請負契約に関する紛争の処理を行う公的機関である「建設工事紛争審査会」を設置しているところです、これらの通報・相談窓口等を知っていますか。該当する主な番号を **1つ** 選択して下さい。

(A) 駆け込みホットライン（建設業法違反通報窓口）

- 1 知っているが通報をしたことはない
- 2 通報をしたことがある
- 3 知らない

(B) 建設業取引適正化センター（建設工事の請負契約をめぐるトラブルの相談窓口）

- 1 知っているが相談をしたことはない
- 2 相談したことがある
- 3 知らない

(C) 建設工事紛争審査会（建設工事の請負契約に関する紛争の処理を行う公的機関）

- 1 知っているが相談をしたことはない
- 2 相談したことがある
- 3 知らない

Ⅲ賃金等についての設問

※技能労働者とは、専門的な技能を有し、工事現場における建設工事の施工に直接従事する者を指します。様々な職種、例えば、とび工、鉄筋工、運転手（特殊）、型わく工、大工、左官、電工、配管工、土木一般世話役、特殊作業員等があります。なお、現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者（下請企業の主任技術者も含む）等）は技能労働者へ含みません。

Q23 自社にて技能労働者を雇用していますか。該当する主な番号を **1つ** 選択して下さい。

- 1 雇用している ⇒ **Q23_1**へ
- 2 雇用していない ⇒ **回答終了**

Q23_1 国土交通省では令和8年3月に公共工事設計労務単価を引き上げましたが、貴社が雇用する技能労働者への賃金水準の設定において、公共工事設計労務単価や建設キャリアアップシステム（CCUS）におけるレベル別年収を参考にしていますか。該当する番号を **1つ** 選択して下さい。また1, 2を選択した場合にはその対象工事について、**該当する番号（1～7）を選択してください。**

※ 公共工事設計労務単価は、技能労働者の所定労働時間8時間当たりの賃金相当額（社会保険料の個人負担分を含む）であり、時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件又は作業内容を越えた労働に対する手当等は含まれていません。

工事の場所、技能労働者の職種に対応した単価をそのまま使用している

- (1. 公共工事・民間工事とも 2. 公共工事のみ 3. 民間工事のみ)

単価をそのまま使用しないが、単価の変動等の動向を賃金に反映させている

- (4. 公共工事・民間工事とも 5. 公共工事のみ 6. 民間工事のみ)

建設キャリアアップシステム（CCUS）におけるレベル別年収を参考にしている。

- (7. 公共工事・民間工事とも 8. 公共工事のみ 9. 民間工事のみ)

- 10 参考にしていない

Q23_2 貴社が雇用する技能労働者への賃金水準の設定において、下記の CCUS レベル別年収（全国平均）に該当する技能労働者の平均的な」年収を選択して下さい。（自社雇用の技能労働者が複数のレベルに該当する場合は、各レベルに応じた年収を選択してください）

レベル1：初級技能者（見習い）標準値：385 万円 目標値：523 万円以上

（1. 385 万円未満 2. 385 万円以上 523 万円未満 3. 523 万円以上）

レベル2：中堅技能者（一人前）標準値：420 万円 目標値：587 万円以上

（4. 420 万円未満 5. 420 万円以上 587 万円未満 6. 587 万円以上）

レベル3：班長として現場に従事できる者 標準値：444 万円 目標値：645 万円以上

（7. 444 万円未満 8. 444 万円以上 645 万円未満 9. 645 万円以上）

レベル4：高度なマネジメント能力を有する者（登録基幹技能者等）標準値：550 万円 目標値：719 万円以上

（10. 550 万円未満 11. 550 万円以上 719 万円未満 12. 719 万円以上）

Q24 メモ欄

（商号名称・住所・電話番号の変更や、その他、下請取引や賃金等についてご意見等がありましたらご記入ください）

以上、回答は終了です。

ご確認のうえ、送信ボタンを押してください。有難うございました。